

生活に通常必要なもの ～収入・健康・持ち家～

『もったいない』や『エコ』といった掛け声と共に、フリーマーケットやネットオークションなどで不要になったものを売るという考えが当たり前になってきています。ではそれらを売って得たお金には税金はかかるのでしょうか。



(1) 生活に通常必要な動産を売ったらどうなる？

所得税法は『生活に通常必要な動産の譲渡による所得は非課税』としています。

つまり生活に通常必要な動産を売って、もうけが出たとしても税金はかからないということです。また、もうけに対して税金がかからないので、逆に損失が出た場合には、その損失はなかったものとして扱われます。

前は損益通算と内部通算のお話をしました。譲渡所得については、内部通算はもちろん、損益通算も可能でした。しかし、生活に通常必要な動産を譲渡したことによる損失は、そもそもなかったものとされるので、そのどちらの対象にもならないということになります。

(2) 生活に通常必要なものって何？

生活に通常必要なものについて所得税法では『家具・什器（銃器ではない）・衣服その他の資産』とされています。その他の資産と規定されている通り例示列挙になりますので、これら以外に本やCDなども生活に通常必要と言えるでしょう。ただし、生活に通常必要なものであっても、貴金属や骨董品などで時価が30万円を超えるものは生活に通常必要なものではないとされています。

(3) 自家用車を売った場合は？

難しいのが自動車で、生活に必要なかどうか判断が分かれるところです。自動車がないと生活できないような地域では生活に通常必要なものとされた事例があります。反対に鉄道網が発達している地域だったり、使用目的が主にレジャーだったということで生活に通常必要ではないとされた事例があります。自動車が生活に通常必要かどうかについては個別の判定が必要です。

(4) 自宅を売った場合は？

非課税になるのは生活に通常必要な『動産』です。つまり不動産は該当しません。家は生活に通常必要であるといえますが、譲渡してもうけが出た場合には所得税がかかります。ただし、自宅を譲渡した場合にはいくつかの特例があるので、もうけが出てもそれに対する税金はかからない、あるいは少なくなることが多いです。そのあたりのお話はまた別の機会に。

(5) 古本を転売してもうけよう

以前、ニュースで古本屋で本を買って別の古本屋にその本を売って生計を立てている人の話をやりました。世の中には色々な人がいるなあと思ったものですが、この場合にも本は生活に通常必要なものだから、譲渡してもうけが出て税金はかからないのでしょうか？残念ながら、このような場合には課税されると思われます。営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得は譲渡所得ではなく、事業所得や雑所得になりますので、譲渡所得の特例であるこの規程の適用は無いこととなります。

生活に通常必要な父さんを譲渡したらどうなるかって？
個別の事案についてはお答えを差し控えます。

